令和６年４月１日版

松江市職人商店街創出支援事業トライアル補助金　募集のご案内

この制度は、職人の中心市街地の商店街へのトライアル出店を支援することにより、中心市街地の商店街の賑わいを再生し、職人商店街を創出することを目的とします。

▸「職人」の定義
・伝統工芸品、伝統産品等、または現代工芸品等のものづくりを生業とする方
・製造を生業とし、製造過程の主要部分が手作業であること
・熟練の技術や技法を有していること

【伝統工芸品】
石工品、八雲塗、陶器、出雲民藝紙、出雲めのう細工、木竹品、
人形玩具（松江姉様、松江和紙てまり）　等
【伝統産品】
和菓子、お茶、地酒、蕎麦、水産練製品　等
【現代工芸品】
金工細工（銀細工、銅彫金)、革・帆布、ステンドグラス、染織物、つまみ細工　等

１　補助対象事業

中心市街地においてトライアルスペース等へ出店、または、イベントに出店し、ものづくり体験（ワークショップ）を提供する事業（以下「補助事業」という。）とします。※中心市街地の商店街の賑わい創出に寄与すること。

２　補助対象経費

出店に要する次に掲げる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。)。ただし、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除きます。

⑴　家賃
⑵　施設利用料金等
⑶　出展料
⑷　備品リース料（出店期間のみリースするものに限る。）
⑸　広告宣伝活動（トライアル出店をPRするものに限る。）

【注意】
・使用目的が事業の遂行に必要不可欠であること。
・補助事業のために利用していない施設の経費は補助対象外とする。

３　交付の率又は金額について

次に掲げるとおりとします。

補助対象経費	交付の率	上限額
家賃 **施設利用料金等** **出展料** **備品リース料** **広告宣伝活動**	２分の１	１事業者当たり上限６０万円

※1 円未満切捨て。

※上限額の範囲内であれば、複数回の交付ができるものとします。ただし、1 年度限り。

４　補助事業者の範囲

⑴　中心市街地のトライアルスペース等への出店計画を有する職人又は当該職人を雇用する中小企業者であること。なお、グループ単位で出店する場合は、補助事業者（申請者）が職人であること。

⑵　中心市街地で開催するイベントに出店する職人又は当該職人を雇用する中小企業者であること。なお、グループ単位で出店する場合は、補助事業者（申請者）が職人であること。

⑶　市税に滞納がないこと

５　申請の方法

⑴　募集期間

令和６年４月１日（月）～随時受付

⑵　補助金交付要綱、申請様式等については、松江市ホームページからダウンロードできます

⑶　申請時の提出物は下記のとおりです。

①補助金等交付申請書

②補助事業計画書

③見積書等の経費が分かる書類

④市税に滞納がないことが分かる証明書

⑷　提出先

松江市　産業経済部　商工企画課

〒690-8540

松江市末次町 86 番地

６　申請後の流れ

⑴**「交付決定通知」**：松江市→申請人（補助事業者）

⑵**「着手届」**：申請人（補助事業者）→松江市

※交付決定後、速やかに提出してください。

⑶「**完了届**」：申請人（補助事業者）→松江市
※すべての事業（経費の精算、事務手続き等）が完了した後に提出してください。
※すべての事業は、**令和７年３月 31 日（月）までに完了**してください。

⑷「**実績報告書**」：申請人（補助事業者）→松江市

⑸「**確定通知書**」：松江市→申請人（補助事業者）

⑹「**交付請求書**」及び「**口座振替依頼書**」：申請人（補助事業者）→松江市

⑺ **補助金の交付**：松江市→申請人（補助事業者）